

| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5401 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 2月 4日 木曜日 |

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 非課税枠が広がった NISA

Q：NISAの非課税投資額が広がったそうですが、どのようになったのですか？

A：非課税投資額が年間100万円から120万円になりました。

【解説】

NISAとは、少額投資非課税制度のことで、次のような内容のものです。

- ①非課税対象
非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
- ②対象者
口座開設の年の1月1日において20歳以上の居住者等
- ③口座開設可能期間
平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間
- ④保有期間
最長5年間、途中売却可（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
- ⑤非課税投資総額
最大600万円（120万円（平成27年分以前は100万円）×5年間）
- ⑥口座の変更
平成26年以前は、同じ勘定設定期間内に他の金融機関に変更することはできないとされていましたが、平成27年からは、同じ勘定設定期間内であっても、一定の要件に該当する場合には、一定の手続のもと非課税管理勘定を設定する金融機関を変更することが可能となりました。

